

一般財団法人茨城県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人茨城県交通安全協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所（以下「地区交通安全協会」という。）を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、茨城県下の道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るための事業を行い、もって正常な交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全思想の普及・啓発活動事業
- (2) 交通安全教育育成事業
- (3) 交通安全講習事業
- (4) 行政機関等から委託等を受けて実施する事業
- (5) 自動車教習所事業
- (6) 損害保険代理事業
- (7) 消費生活協同組合法に基づく共済代理店事業
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定める財産は、本協会の基本財産とする。

2 基本財産は、本協会の目的を達成するために評議員会において別に定めるところにより、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了

するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本協会に、評議員25人以上35人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(权限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上35人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を会長とし、4人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事、5人以上15人以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、本協会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会の決議において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員報酬規程により算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長)

第27条 本協会に、任意の機関として名誉会長を置く。

2 名誉会長は、茨城県知事の職にある者をもって充てる。

3 名誉会長は、本協会の運営に関して、評議員会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第28条 本協会に、任意の機関として若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営について、評議員会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役は、会長の諮問に応じ、本協会の運営について、意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印するものとする。

(常任理事会)

第35条 本協会に、任意の機関として常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長が隨時招集する。
- 4 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。
- 5 常任理事会は、理事会に付議すべき事項等について審議し、理事会に意見を表明する。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

第9章 地区交通安全協会

(地区会長の職務)

- 第37条 地区交通安全協会に、地区会長を置く。
- 2 地区会長は、理事会で別に定めるところにより、各地区交通安全協会において選任する。
 - 3 地区会長は、地区交通安全協会の業務を統括する。ただし、業務遂行にあたっては会長の指揮監督を受ける。

(地区交通安全協会の運営)

- 第38条 地区交通安全協会に、その事務を処理するため、所要の職員を置く。
- 2 地区交通安全協会の職員は、会長が任免する。

第10章 会員

(会員)

- 第39条 本協会に、会員を置くことができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程によるものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

- 第41条 本協会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

- 第42条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

- 第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

- 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(以下「整備法」という。) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は照山昭一、専務理事は生田目實、常務理事は山本昭造、安俊寿とする。

附 則

この定款は、平成27年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月7日から施行する。